

【様式②】
(施設所管課記入様式)

大東市立野崎人権文化センター 内部評価結果 (施設所管課による評価)

【評価対象施設】大東市立野崎人権文化センター
【指定管理者名】特定非営利活動法人大東野崎人権協会
【評価対象年度】令和3年度
【施設所管課名】市民生活部 人権室

業務内容について評価

社会福祉法に定める隣保事業を実施する隣保館の機能を有する野崎人権文化センターは、住民の福祉の向上並びに人権啓発のための交流拠点であるコミュニティセンターとして、地域にねざした活動を行っており、令和3年は料理教室やクラフト教室、パソコン教室といった様々な体験学習や、どなたでも来ていただけるサロンを継続的に開催することで、地域の人々の交流の場として、多くの方に認知され、実施回数の増加を求める声も多くみられました。

また、子どもたちの学習の場として寺子屋のぞき塾、外国籍の方への日本語学習の場として日本語教室をコロナ禍の中、途切れることが無いよう継続的に実施に努められました。

人権パネル展や人権に関するポスターを積極的に実施、掲示し人権啓発に努められていたことから、本市の人権意識の向上に貢献したと評価します。

利用者満足度について評価

日頃から利用者とのコミュニケーションに努め、また、意見箱を設置するなど、利用者の意見や希望を聞くことに努められ、全職員で共有し改善に取り組まれていることが認められます。また、コロナ感染予防対策のため建物設備の改善をされるなど、積極的に様々な感染予防対策に取り組んでおられることが見受けられます。まだまだコロナ禍が続くことが予測されますが、引き続き、利用者に満足していただける運営に努めてもらうことを期待します。

収支状況について評価

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、貸室利用の中止や時間短縮、自主事業の中止などから収入が減少していますが、それに係る事業費や光熱水費などの支出も休館等の制限がかかる前と比べて減少しています。全体として経費節減に取り組まれた結果、収支状況は良好な状態であると評価します。

総合評価

野崎人権文化センターは、住民福祉の向上や人権啓発の交流拠点となる役割があります。

市民のつながりを大切にしながら人権尊重の土壌をつくり、生活の安定や向上、生涯学習の推進につなげる取り組みが必要です。指定管理者としての2期目の最終年度となる令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、貸室利用の中止や時間短縮、利用定員の制限を余儀なくされました。その結果、地域コミュニティを生かした様々な交流事業などが実施できず、利用率や参加者が減少しました。

そのような中でも、人権パネル展、日本語教室、なごみ、なごみキッチン、寺子屋のざき塾、野崎人権文化センターだよりでの人権啓発や生活・福祉につながる情報発信の充実などに取り組み、可能な範囲で施設目的に沿った事業運営に努められました。

今後も感染症対策を徹底しながら、施設利用者や事業参加者が満足できる、事業企画やインターネット等を活用した取り組みに工夫し、広報活動にも一層努められることを期待します。